

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙により行うものであること。

入札に当たっては、入札説明書別添県立学校芝生化グラウンド等維持管理業務（東部地区）仕様書（以下「仕様書」という。）の 4 の（1）から（5）に示す業務の 1 回当たりの単価（税抜）に予定回数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第 4 号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）にそれぞれの実績回数を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄にそれぞれ記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定回数は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種務区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の樹木管理

イ その他の委託等の公園・河川の管理

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課施設整備・助成担当

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyoku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日（火）から同年3月4日（水）までの間にインターネットの鳥取県教育委員会事務局教育環境課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyoku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から同年3月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月11日（水）午後1時30分即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（火）の午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取県庁第2庁舎6階第36会議室（鳥取県鳥取市東町一丁目271）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年3月4日（水）正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の単価（税抜）にそれぞれの仕様書の4の(1)から(5)に示す予定回数を乗じて得た金額の合計額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には、会計規則第 129 条で定める（別紙教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成 26 年 3 月 12 日付第 201300191828 号教育長通知）に基づき）最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

（2）入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者（以下「最低価格者という。」）を落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。

この場合において、最低価格者がくじ引きを引くことができない、又は引かないときは、これに代わり、本件入札に利害関係を有しない職員にくじを引かせる。

（5）手続における交渉の有無

無

（6）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

エ 鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。